

学校危機管理マニュアル

令和7年度



飯塚市立小中一貫校 飯塚鎮西校

飯塚鎮西校 危機管理マニュアル

目 次

I	危機管理の大綱	1
II	各種マニュアル	
1	事件・事故などの処理	4
2	不審者侵入	5
3	地震防災の流れ	8
4	火災防災の流れ	12
5	自然災害（豪雨時）発生時対策	13
6	給食に係る緊急事態発生時の対策	15
	アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応の流れ	16
	窒息発生時対応マニュアル	18
7	インフルエンザ等の感染症の発生時の対策	19
8	熱中症対応フロー	20
9	いじめ発生時の対策	21
10	安全マップ・避難経路図	25

学校施設安全点検チェックリスト

I 危機管理の大綱

1 危機管理の目的（何を守るのか）

- ①児童の命を守る
- ②学校に対する社会的信用・信頼を守る

2 危機管理の対応

(1) 予防的対応

- ①事件・事故を未然に防ぐことを中心とした日常の学校経営・学校運営を行う。
- ②日常の子どもの観察を丁寧に行う。（教員同士・保護者との情報交換）
- ③小さな異変やサインを見逃さない。
- ④安全教育・研修・訓練の徹底。

(2) 緊急事態発生時の対応

- ①生じた危機の確認・調査→正確な情報（原因・状況等）
- ②危機の処理→「迅速に」「的確に」「あらゆる場面で」（被害を最小限に抑える）
- ③終結の明確化→組織運営の正常化（再発防止、通常的生活再開に向けた対策）

3 危機管理システム

(1) 報告すべき事項

5W1H（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ+どのように）

(2) 報告システム

現場（発見者・担任）→校長（教頭）・養護教諭→指示→処置

※教頭→救急車・教育委員会

※マスコミ等への対応は窓口一本化

（対応は、校長の判断で校長または教頭に一本化する。）

(3) 予想される危機管理の範囲

事件	いじめ問題、差別事象、不審者侵入、登下校中の不審者事案、食中毒、インフルエンザ・コロナウイルス等の感染症、自殺予告情報、児童・生徒の個人情報漏洩、ネット上への誹謗・中傷の書き込み等
事故	授業やクラブ・部活動における負傷等、登下校中の交通事故
災害	火災、地震、豪雨、台風等の自然災害

4 再発防止策の検討と実施

- ①事件・事故等に関係した児童・生徒の日常生活への早期復帰に向けた心のケアや連携・支援体制などの改善を図る。
- ②情報の整理と課題分析を各種委員会や係を中心に行い。再発防止のために職員会議で共通理解を図る。
- ③事件・事故等の概要と今後の連携方策等について保護者へ説明し、協力要請を図る。

5 緊急連絡関係機関連絡先

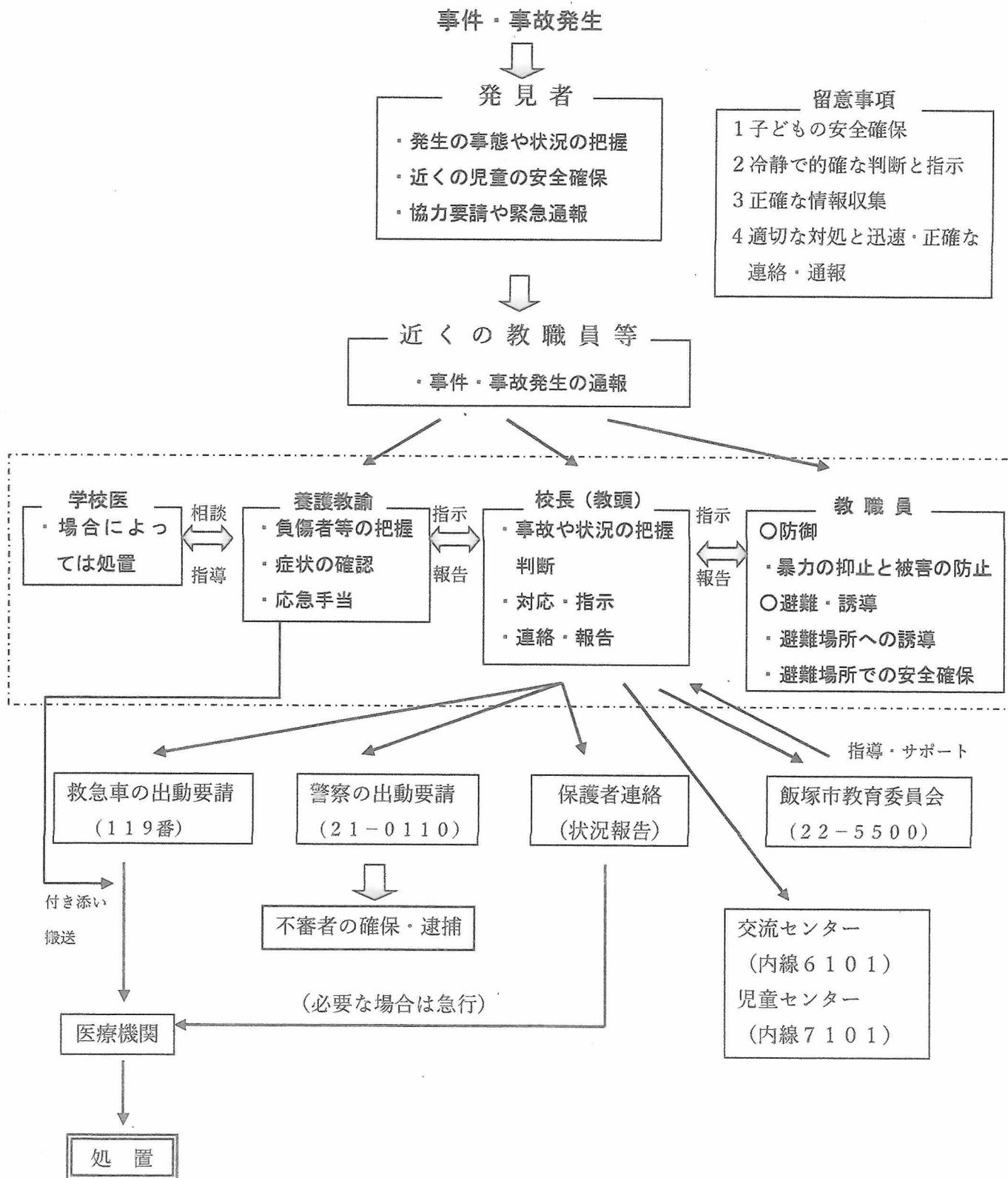
救急車（消防）	119	飯塚市教育委員会	22-5500
福岡県警察本部	110	筑豊教育事務所	25-2603
飯塚警察署	21-0110	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	23-4111
二瀬交番	22-0939	飯塚少年サポートセンター・ ハートケアいづか	21-3751
小学部校医		中学部校医	
二宮医院	22-3272	野見山医院	22-8668
花野歯科	22-8870	やまちか歯科医院	28-0300
松隈眼科	22-0542	木原眼科医院	25-1319
田中耳鼻咽喉科医院	29-8474	宮嶋耳鼻咽喉科医院	29-3447
藤浦薬剤師	090-2719-8481	阿部智成薬剤師（スマイル薬局）	29-0033

6 緊急時の職員役割分担

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">本部</h1>	
<p>場所：校長室</p> <p>本部職員：校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主事、学年主任、養護教諭 等</p>	
<p>校長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関への報告（市教委、校長会、PTA） ・全職員への説明と指示（事実関係の説明、対策本部の設置、職員役割分担） ・生徒・児童、保護者の対応（説明・補償等、保護者説明会） ・外部機関の対応（警察、裁判所、マスコミ、議会等）
<p>教頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の報告を受け、担当職員に連絡・指示 ・校長への報告及び校長からの指示時事項を職員に連絡指示 ・外部窓口対応 ・事故処理の総括 ・児童集会及び保護者説明会用説明書作成 ・マスコミ取材用文書の作成及び取材後のまとめ、整理 ・市教委への報告書作成
<p>教務主任 (主幹教諭)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭の補佐 ・情報の収集 ・校長の指示を受け、外部との対応 ・保護者説明会及びマスコミ取材の計画と諸準備
<p>生徒指導主事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認及び事故原因の調査 ・事故関係者及び全校児童・生徒の指導 ・再発防止対策及び再発防止指導 ・心のケア指導
<p>学年主任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童・生徒への付添等の緊急対応 ・保護者への連絡と対応 ・該当学年の児童・生徒への指導 ・教頭への状況報告
<p>養護教諭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置 ・病院との連絡、経過観察 ・患者への付添及び教頭への容態報告 ・災害共済手続き

II 各種マニュアル

1 事件・事故などの緊急事態発生への対処、救急及び緊急連絡体制



2 不審者侵入

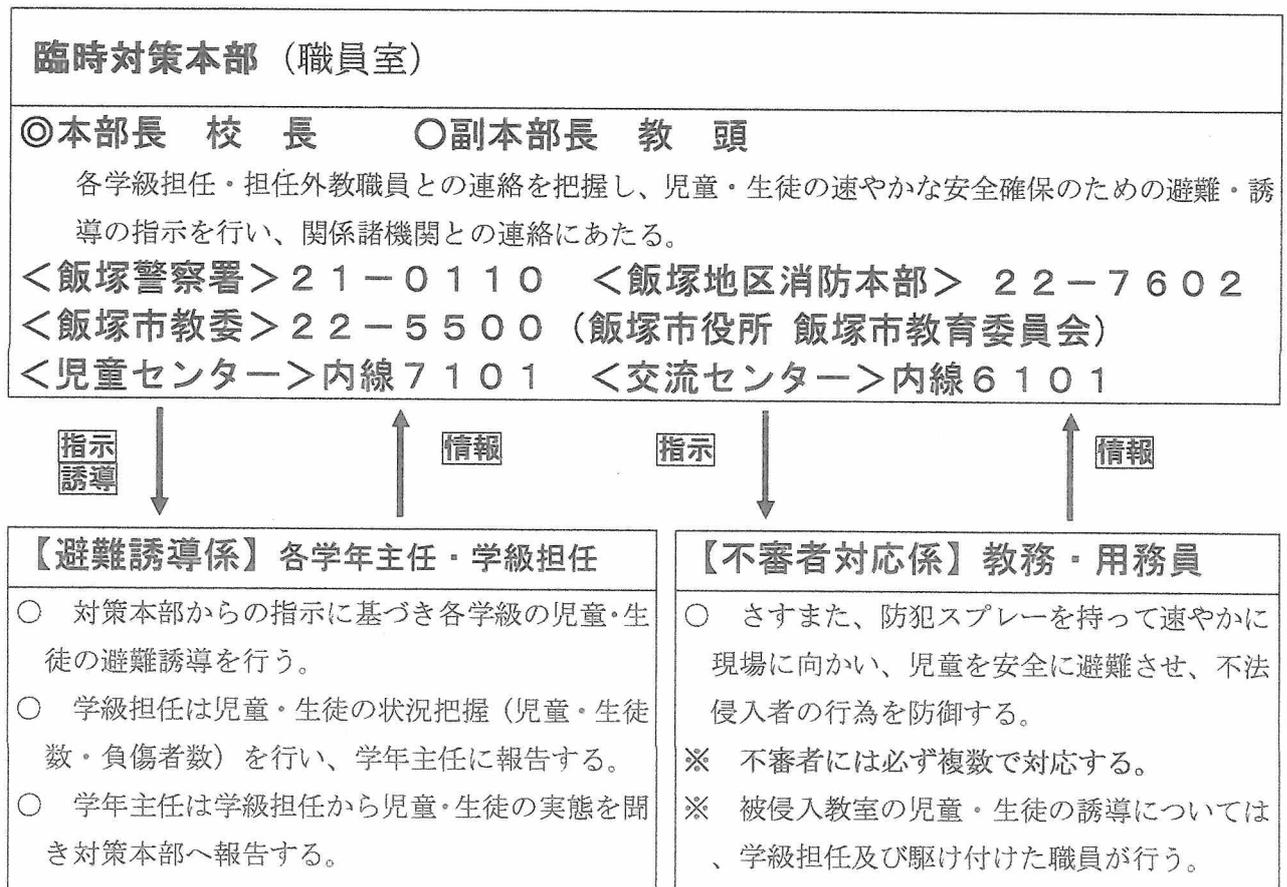
(1) 不審者侵入の防止の3段階チェック体制

	場所	具体的な方策
1	校門	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時以外は閉門 ・職員玄関、来賓玄関、児童昇降口への防犯カメラの設置
2	校門から校舎への入り口	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者へ入り口や受付への案内・誘導
3	来訪者入口	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者以外の訪問者入口は、事務室横玄関。受付名簿に記名 ・児童に用件のある保護者の受付は児童昇降口。受付名簿に記名、名札の着用の指示。名札着用のない校舎内いる来訪者には、職員が必ず声かけ

(2) 日常の危機管理

- 来訪者は必ず玄関で来訪者名簿に氏名と用件を記入し、名札をつけてから校舎内に入ってもらうようにする。(案内板の設置) 指示に従わない場合、不審者と判断。
- 名札をつけていない来訪者を見た場合、職員は必ず声をかけ用件を聞くようにする。その際、凶器を携帯していると判断できるような場合は、早急に本部(職員室)に連絡する。
- 職員は常に学校敷地内に気配りを行い、不審者等を発見した場合は直ちに本部に連絡する。

(3) 対策組織・指揮系統



- ☆【救護係】養護教諭・・・けが人等の救護
- ☆【保護者連絡係】教務主任・・・保護者に連絡が必要になった場合に備えて、緊急連絡先リスト、連絡網の整備及び連絡
- ☆【電話対応、記録係】教頭・・・外部からの電話の受付、時系列での記録等を行う

(4) 具体的対応策

①被侵入教室において

- 不法侵入者が教室内に侵入すると同時に、学級担任は本部に連絡し、児童・生徒を侵入者から遠ざけ、1箇所に集める。
- 安全確保係の教職員が駆け付けるまで、机か椅子で侵入者の攻撃を防ぐ。また、侵入者が教室から移動しようとしている場合は、児童から遠ざける方向に机やいすを投げつける等の攻撃を行う。

状 況	本 部	学級担任及び男性職員	児 童・生 徒
授業中に 教室に侵入 してきた	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入者の連絡を受けたら間をおかず、全校放送を行い、関係諸機関に連絡する。 放送例 「緊急放送。 場所は〇〇です。 児童・生徒の皆さんはその場所で次の放送を静かに待ちましょう。」 その後、事態の状況を見ながら適切な指示を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、防犯ブザーまたは火災警報機を鳴らし近隣の教室に非常事態を告げ、児童・生徒に避難態勢をとるように指示すると同時に、児童・生徒を侵入者から遠ざける。 ・近隣の教室の担任は児童・生徒に避難態勢をとるように指示するとともに、非常ベルを鳴らし、内線電話で本部に非常事態を連絡する。 ・職員は職員室玄関にある「さすまた」「防犯スプレー」を持って現場へ急行する。 ・侵入者と対峙する者と学級担任が児童・生徒を避難誘導するのを補助する者などに役割分担を行う。 ・侵入者の状況を逐一、本部へ伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・素早く避難態勢を取るとともに、担任の指示に従って行動する。 ・避難する際は「〇年〇組に侵入者」と大きく叫びながら避難する。 ・また、できるだけ防犯ブザーを携帯し、鳴らしながら避難するようにする。

※ 被侵入が特別教室だった場合には児童・生徒へ適切に指示し、火災報知器を鳴らし、本部（職員室）に連絡する。

状 況	本 部	学級担任及び男性教職員	児 童・生 徒
休み時間に 教室・運動 場に侵入し てきた	<ul style="list-style-type: none"> ・事態発見と同時に、緊急放送を行い、関係機関に通報する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は受け持ちの学級につく。 ・職員は、現場へ急行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入者と反対方向に避難する。避難しながら「〇年〇組（運動場）に侵入者。」と大声で叫び、安全な位置の非常ベルを鳴らす。

②各教室において

防犯ブザー・火災報知器（非常ベル）・全校放送・→避難態勢→全校放送の指示に従う

火災や地震と違い、不法侵入者からの避難に関しては、危険が移動する場合が想定される。そのため、大がかりな移動は、かえって危険を招く恐れがある。

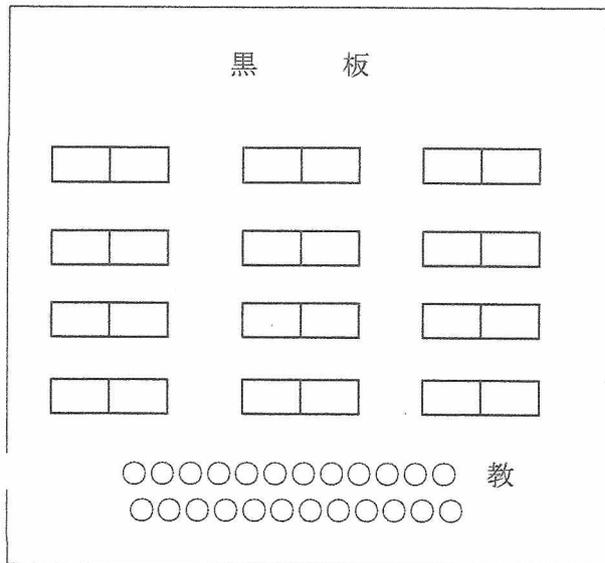
したがって、各教室の安全確保（教室の窓・ドアを内側から施錠するなど）を行い、避難開始の指示があるまでは、教室で待機する。

状 況	本 部	学級担任及び教職員	児 童・生 徒
他の学級 で侵入者 があった	・不法侵入者の状況について 逐一報告を受け、児童・生徒 の安全確保のための最善の指 示を伝える。	・緊急放送と同時に、児童・生徒に 避難態勢を取らせる。常に緊急 放送に気を配り、状況が変化した 場合は適切に対処する。	・素早く窓・ドアに施錠を し、避難態勢を取る。その 後は緊急放送に気を配り、 担任の指示に従う。

※特別教室で授業中の場合は、緊急放送後、すぐに本部に居場所を連絡し、その後は適切に対処する。

(5) 避難について

①避難態勢



- 窓・出入り口を閉める。
- 児童・生徒はなるべく小さく固まる。
- 教師はいす等の防御になるものを備え、危機に対処する。
- 避難の指示が出たら避難場所に近い出入り口から一列で速やかに避難する。

②避難経路及び避難の仕方（別紙資料参照）

- 校舎脱出後は、原則として大アリーナまたは運動場に避難するようにする。
- 不審者の位置から遠い出口を選ぶ。
- 不審者の行動によっては、避難場所の変更も考えられる。

③避難場所において

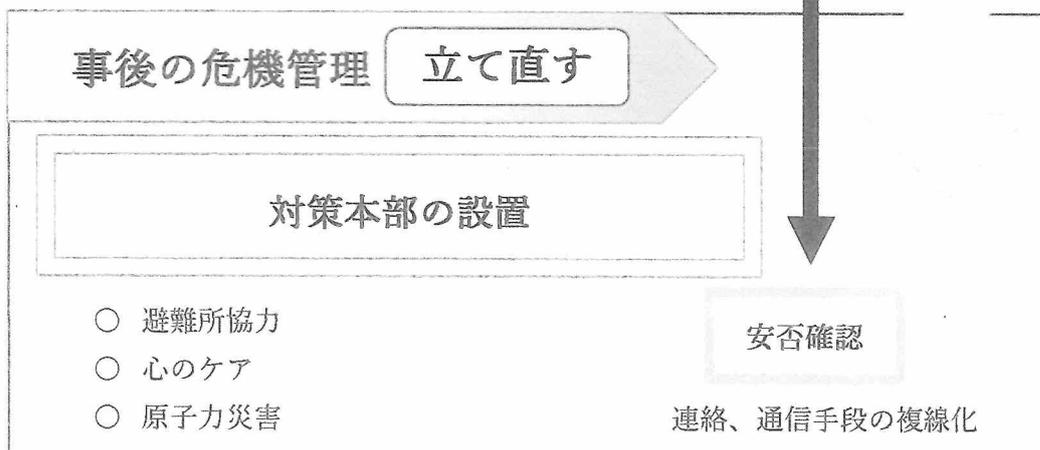
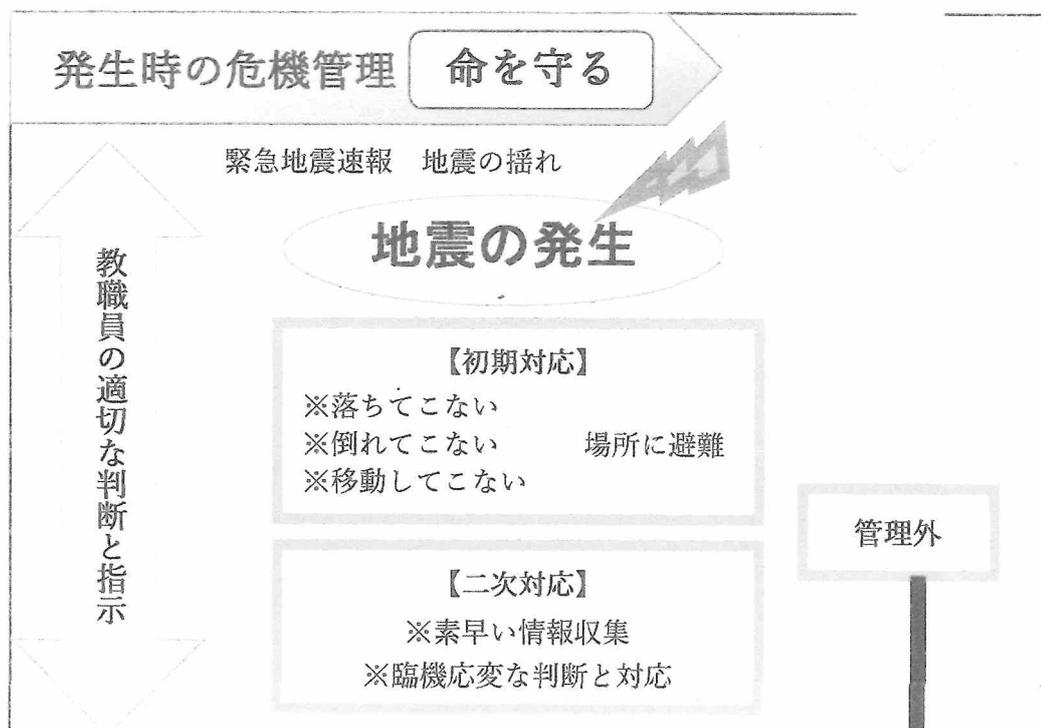
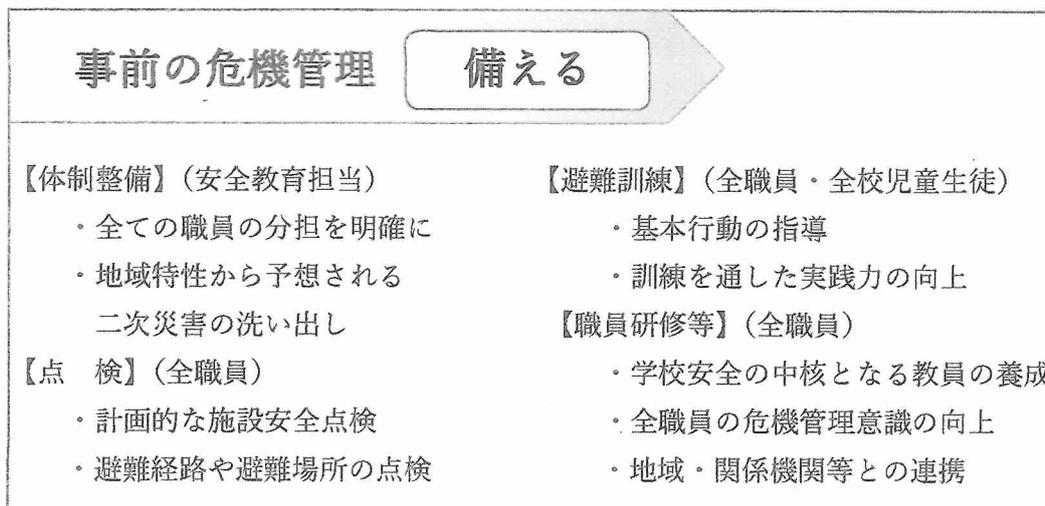
ア 学級担任は、児童・生徒の状況把握（人数確認、けが等の把握）を行い、各学年主任へ報告する。

・けが人がいた場合は、複数の教師で安全を確認しながら保健室へ搬送する。

イ 各学年主任は本部へ報告する。

ウ 本部からの指示により対応する。

3 地震防災の流れ



被災状況別対応（初期対応）

『*落ちてこない *倒れてこない *移動してこない』 場所に避難

（１）授業中

※ 避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	○教師による的確な安全確保の指示（頭部の保護、窓や壁際から離れさせる） ○火気使用中であれば消火する。 ○児童・生徒の人員等状況確認や周囲の安全確認 ○余震や二次災害に備え、児童・生徒を落ち着かせる。	○机の下に潜らせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示
特別教室		○実験中であれば、危機回避の指示（ガス、薬品、熱源）
アリーナ		○中央に集合させ、体を低くするように指示（体育用具の位置によっては、壁に寄り添う方がよい場合もある。）
グラウンド		○建物や設置物から離れ、中央に集合させ、体を低くするように指示
プール		○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむように指示 ○揺れが収まれば、素早くプールから出るように指示 ○避難準備（サンダル・靴等を履き、衣服やバスタオルで身を守る）

- 【指示例】①「壁や窓から離れ、机の下に潜りなさい。両手で机の脚をしっかり持ち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて次の指示を待ちなさい。」
②「大グラウンドに避難します。声を出さず、校舎内は走らず、静かに避難します。上からの落下物に気をつけながら、指示に従って大グラウンドに避難します。」

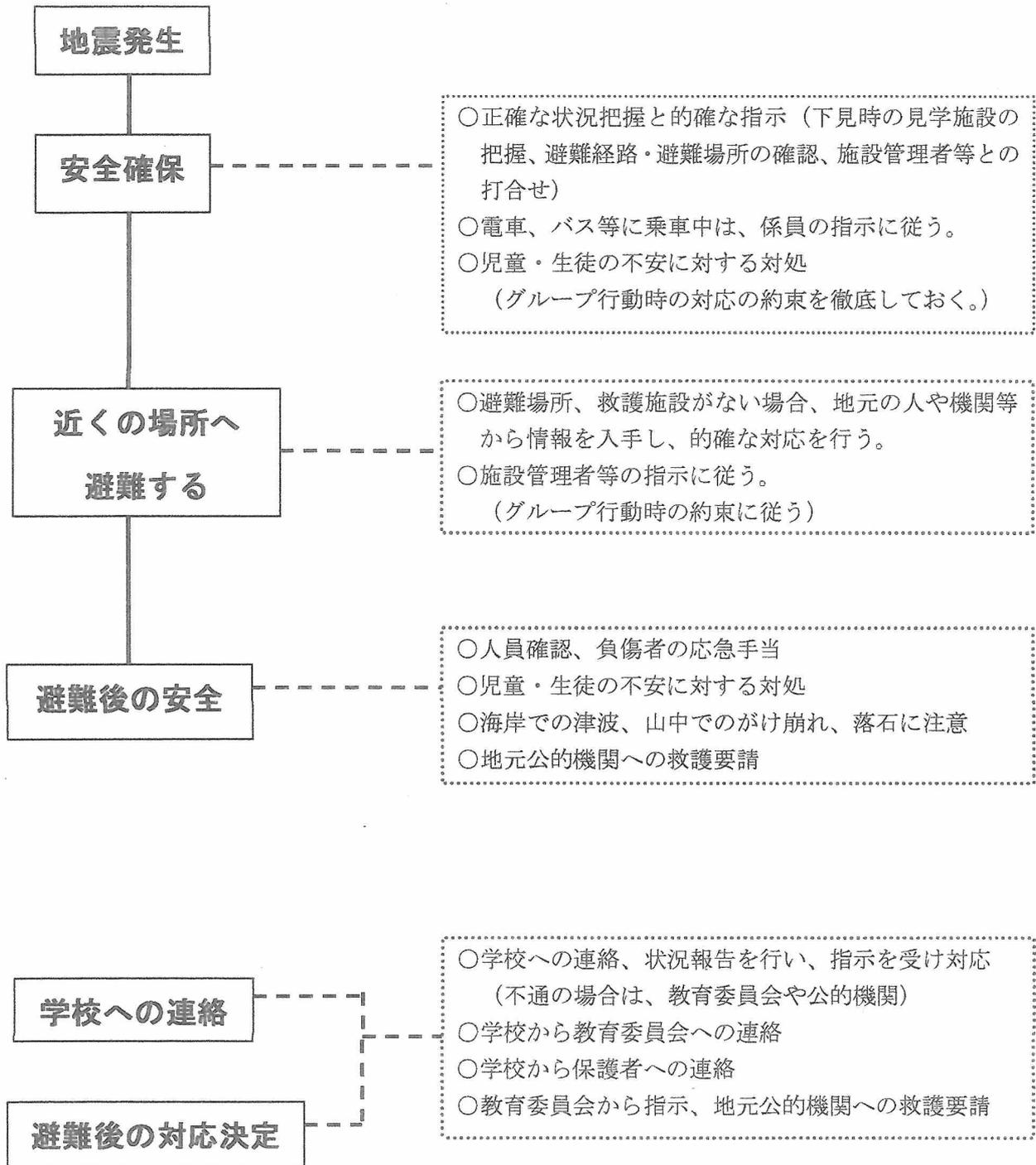
（２）教師と児童・生徒が離れている場合（始業前、休み時間、放課後）

※ 避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

※ 行動の仕方については、年度当初の安全指導の中で行う。

場 所	児 童 等 の 行 動	教 職 員 の 対 応
階段 廊下 トイレ等	○揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待つ。 ○落下物や倒壊物に気をつける。 ○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する。 ○周囲の安全確認	○全校指示（揺れが収まるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待つように指示） ○教職員は分散して児童・生徒の安全確保
グラウンド 等	○建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる。 ○揺れが収まるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。	○校舎外にいる児童・生徒の安全確保、負傷者の応急手当

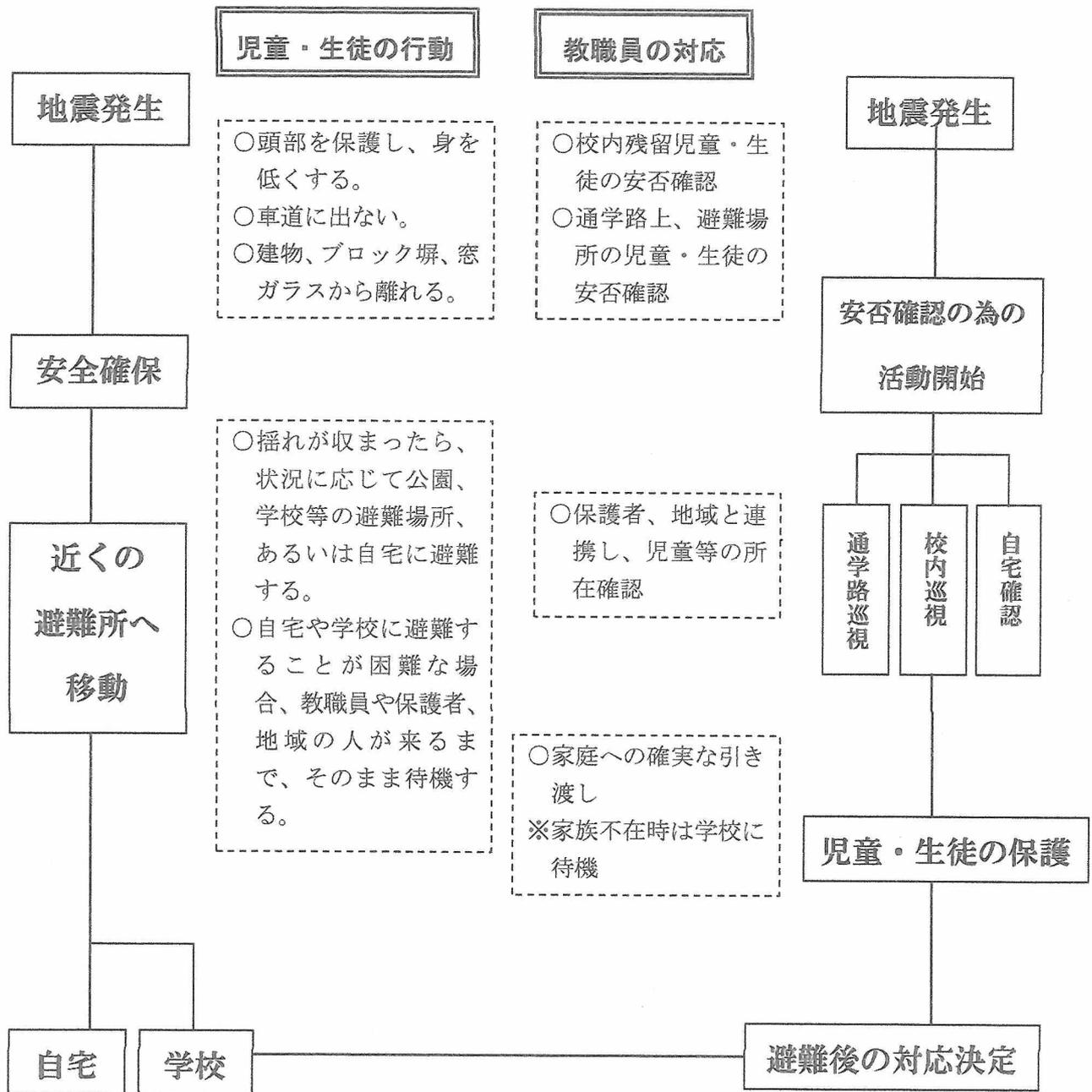
(3) 校外活動中



※ 修学旅行等、市域外で学習しているときに飯塚市内に地震があった場合

- ・ 地震の規模、被害状況等の情報収集
- ・ 学校または教育委員会への連絡、指示を受け対応
- ・ 地元公的機関や関係機関（旅行業者等）との連携
- ・ 児童・生徒の不安に対する対処（状況説明、今後の対応等）

(4) 登下校時



- ※ 児童・生徒が管理外にある時でも、管理下における対応を参考にした事前の指導をしておく。
- ※ 家庭においても「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所について事前に確認する。(要 保護者協力)

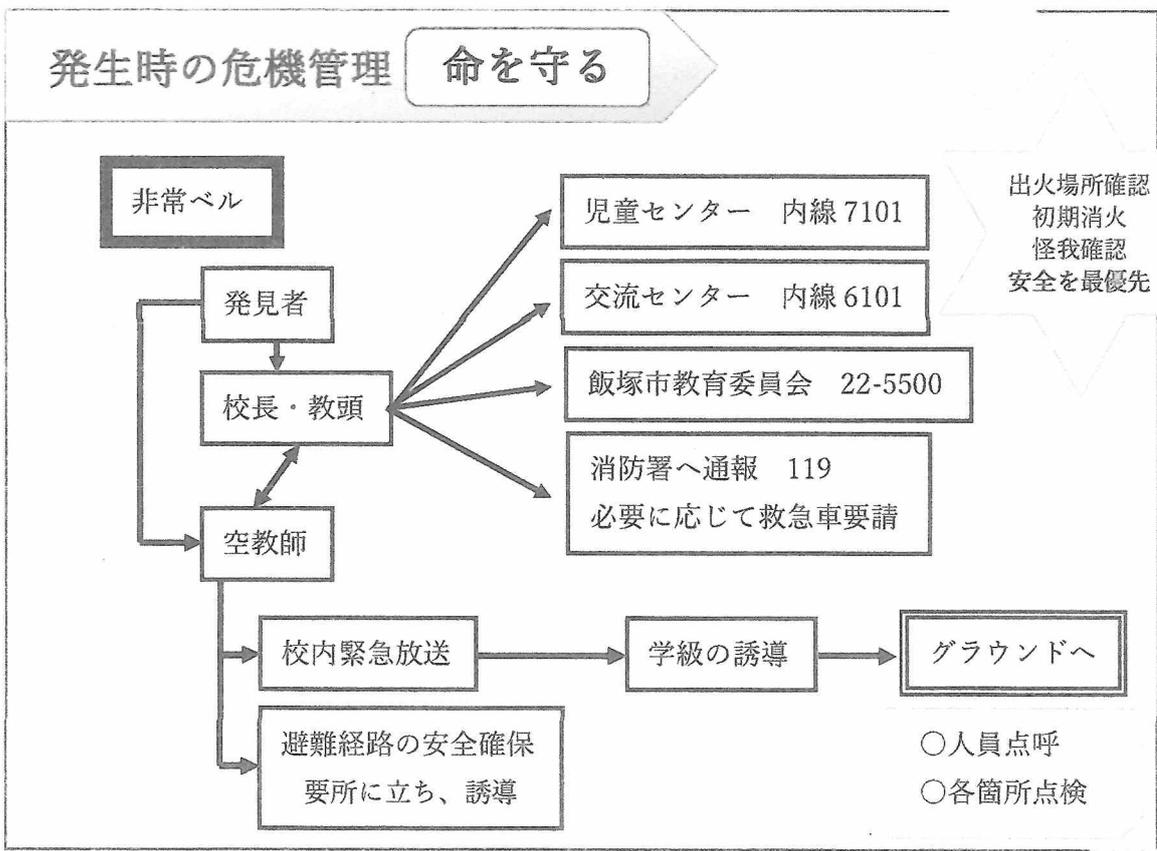
引き渡しの判断 (児童の安全が最優先)・手順

- ・引き渡しが可能かどうかの判断
- ・どこでの引き渡しが可能か安全かの判断
- ※児童の安全確保のための学校・保護者・地域との連携ができるように事前協議が必要。

4 火災防災の流れ

事前の危機管理 備える

<p>【体制整備】(安全教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員の分担を明確に <p>【点検】(全職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設安全点検(消火器) ・避難経路や避難場所の点検 	<p>【避難訓練】(全職員・全校児童生徒)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本行動の指導 ・訓練を通じた実践力の向上 <p>【職員研修等】(全職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全の中核となる教員の養成 ・全職員の危機管理意識の向上
--	--



事後の危機管理 立て直す

対策本部の設置

- 情報収集(火災の概要)
- 状況説明
- 教育再開準備(再発防止)
- 報告書の作成

5 自然災害（豪雨等）発生時の対策

※警戒レベルに応じて「大雨時の学校の基本的な対応について」をもとに判断

1 発生前（前日）

- (1) 自然災害に対する備えを含めた指導を日常的に行う。（校長→各担任）
- (2) 災害の恐れがある場合は、関係機関、各種報道より情報を収集する。（校長、教頭）
（飯塚市災害時情報等の確認をする）
- (3) 災害発生時の学校内の動きのシミュレーションについて共通理解を図る。
- (4) 雨等の状況は把握、注意、警報等の発令状況を踏まえ、以下の確認を行い、備える。

◆ 確認のための協議事項（校長・教頭・教務）

- ① 職員間の情報の共有
- ② 臨時休業の有無（教育委員会から連絡、小学部・中学部間の協議）
- ③ 保護者への連絡の発信（発信時間、発信内容）
- ④ 職員の集合時間・連絡方法の判断

2 災害発生時の動き（当日）

(1) 登校前の発生の場合

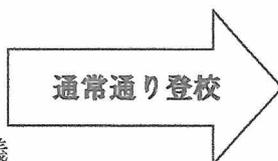
I 情報収集<始業前>



教頭・教務等による状況把握【防災情報の活用】
河川・池・農業用水路・道路等の状況把握 → 校長

II 協議（校長・教頭・教務）

情報の共有・今後の対応策決定
教育委員会、小学部・中学部間の協議
臨時休業の有無・保護者への連絡等



<通常通り登校>
・危険箇所への職員配置
・保護者からの問い合わせ
対応担当配置
・児童の受け入れ



III 緊急連絡網により職員へ連絡

全職員に今後の対応の周知徹底
各職員担当連絡児童・生徒の確認

※ 家庭連絡前に登校を始めていた児童・生徒については、学校で待機させ保護者に確実に引き渡すこと。

IV 各児童・生徒家庭・関係機関へ連絡

全家庭に今後の対応の周知徹底 → 教頭への報告		
担 任	校 長	教 頭
・tetoru 未加入の家 庭へは電話連絡	・飯塚市教育委員会への連絡 22-5500	・児童センターへの連絡 28-5216
	・近隣学校への連絡	・学校給食課への連絡 22-5500
	・地域への連絡（自治会無線）	・tetoru で周知

(2) 登校後に豪雨発生の場合

I 情報収集



教頭・教務・担任外による情報収集 【防災情報の活用】
河川・池・農業用水路・道路等の状況把握 → 校長

II 協議 <校長・教頭・教務等による協議>



情報の共有・今後の対応策
集団下校の有無・児童・生徒への指導内容

III 緊急職員集合



全職員で今後の対応を最終決定
協議結果を基に、今後の対応を決定する。

IV 集団下校（又は学校で待機）

全職員で児童・生徒の下校の見守り 又は学校で待機
児童・生徒への連絡・各地区担当の引率による集団下校 学童担当：パトロール

【下校させる場合のポイント】

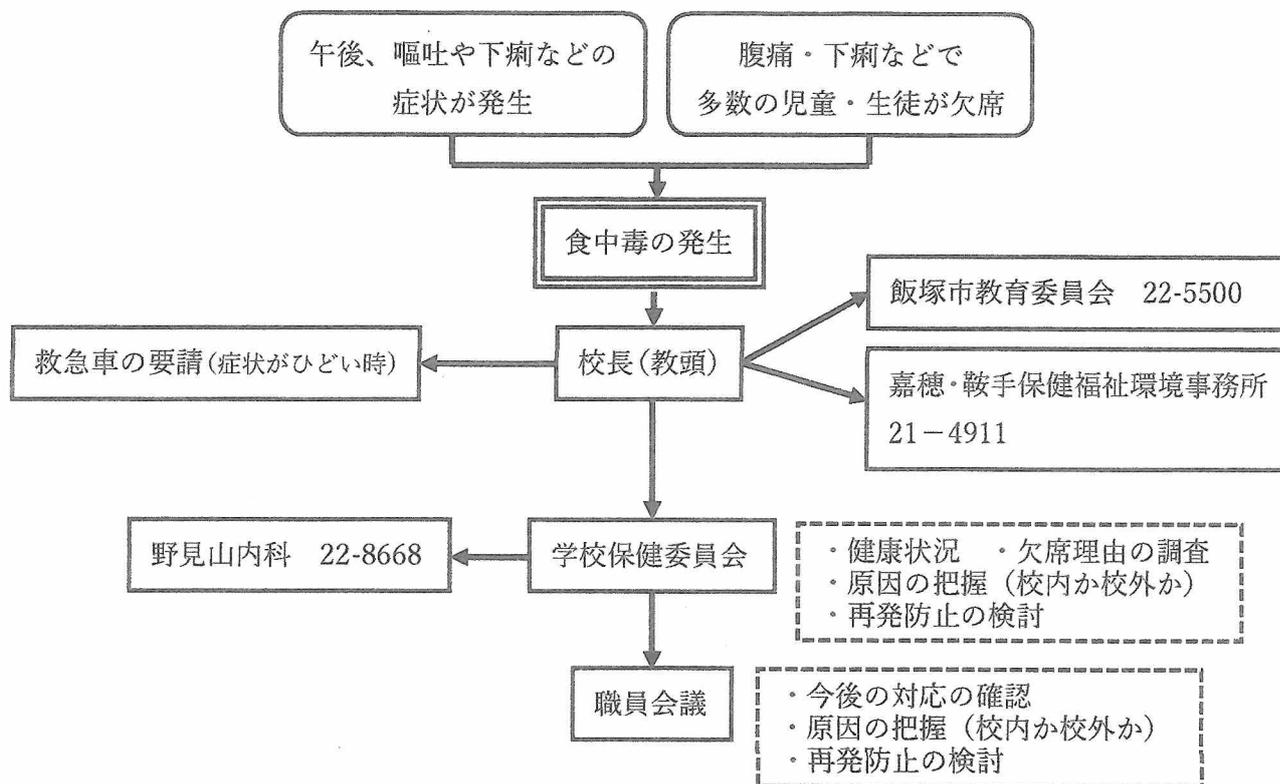
- ・ tetoru・電話連絡・紙媒体により保護者に連絡する。
- ・ 通学路の変更、教職員の引率、集団下校、保護者の迎え等、安全な方法で下校させる。
- ・ 家屋の立地状況等に危険が予想される児童・生徒については、保護者に連絡をとり、学校に待機させる等必要な措置を講じる。

【学校で待機させる場合のポイント】

- ・ 安全な待機場所を指定する。
- ・ 児童・生徒に災害の状況や保護者からの連絡を伝える。
- ・ 安全が確認され、下校が可能になった児童・生徒から保護者に引き渡す。

6 給食に係る緊急事態発生時の対策

食中毒発生時対応



1. 情報収集

(1) 児童の欠席状況把握

- ①欠席理由の確認
- ②症状
- ③病院等の診断結果の確認
- ④家庭訪問による症状確認

(2) 食中毒などの原因特定

- ①給食によるものか
- ②給食施設・設備の欠陥によるものか
- ③人為的なものか
- ④その他の原因

2. 報告及び指導・指示の要請

- (1) 飯塚市教育委員会
- (2) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
- (3) 学校医

3. 学校給食が原因の可能性が高い場合

- (1) 給食の中止(期間・食品廃棄の処置等)
- (2) 保存食と調理記録簿の点検・整理
- (3) 検食簿の点検・整理

《食中毒発生時の学校からの報告内容》

- 学校名、発生日時、児童・生徒数
- 欠席者数、有症者数、健康状況
- 過去2週間の児童・生徒の欠席状況
- 過去2週間の献立内容と保存食名、検収表、日常点検票
- 学校の対応(休校、給食の中止等)
- 保護者への通知等の有無

【実際の対応について】 実践研修における「想定」

『あきらさん大丈夫』

『(あきらに かわいたような咳、顔に発疹が見られる)』

(お腹の具合、意識レベルも見る)

『(あきは ぐったりとして元気もなく、受け応えも辛そう)』

『ショックを起こす危険があります』

緊急対応！

消防署	職員
こちら119番です。火事ですか。 救急ですか。	救急です。
住所はどこですか。	飯塚市大日寺141番地の 小中一貫校飯塚鎮西校です。
どうしましたか。	〇年生の男子が給食を食べた後、急に咳と腹痛を訴えています。意識も、ぐったりとしています。アレルギーがあり、アナフィラキシーの症状がある子どもです。(児童名：スズキ あきら)
あなたの名前と連絡先を教えてください。	私は、〇〇 〇〇です。 電話番号は、0948-22-0298です。
エピペンを持っていますか。	持っています。1分前に打ちました。
その場に安静し、立たせたり、歩かせたりしないようして下さい。	はい。
救急車の誘導をお願いします。	はい。

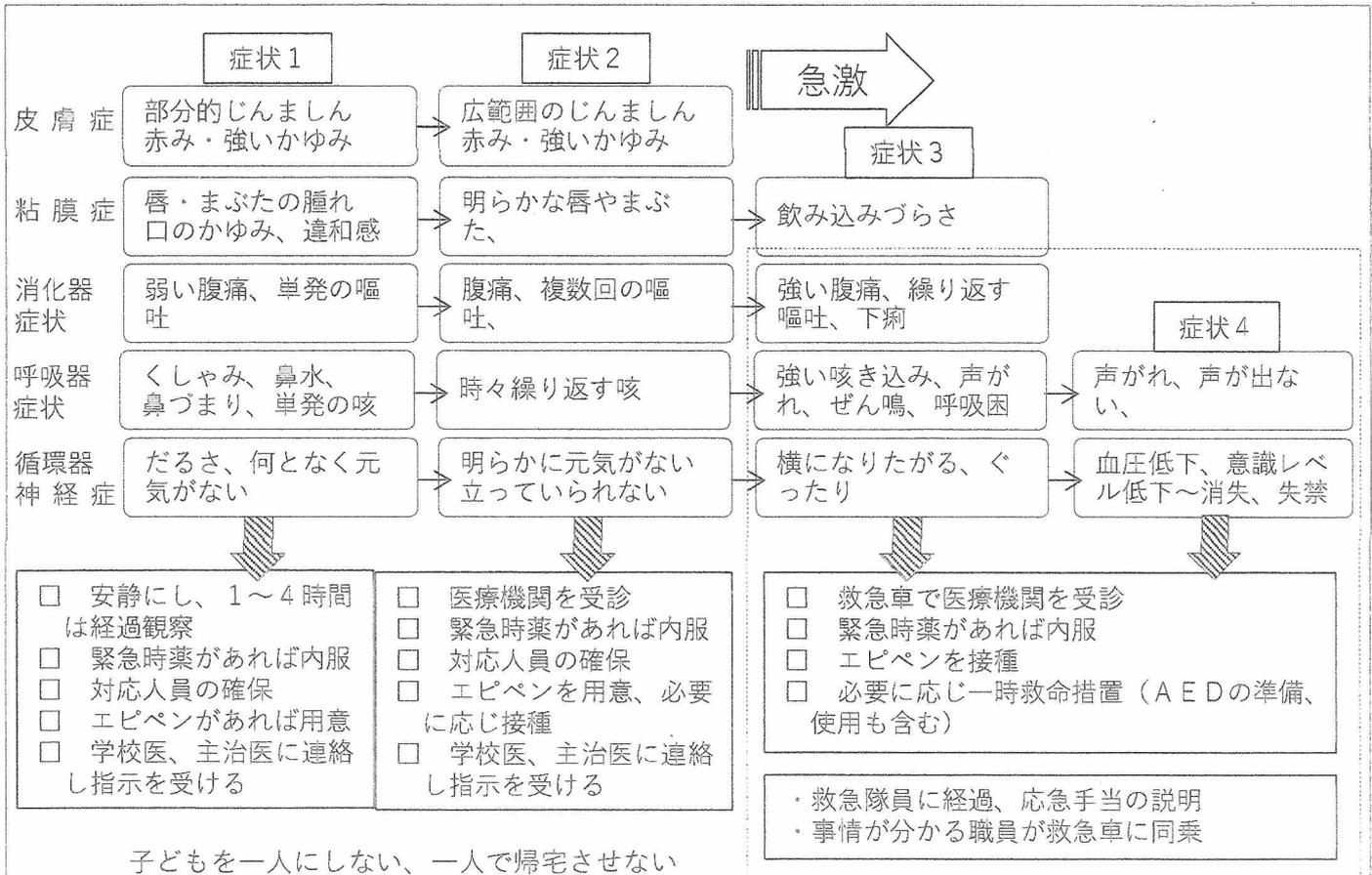
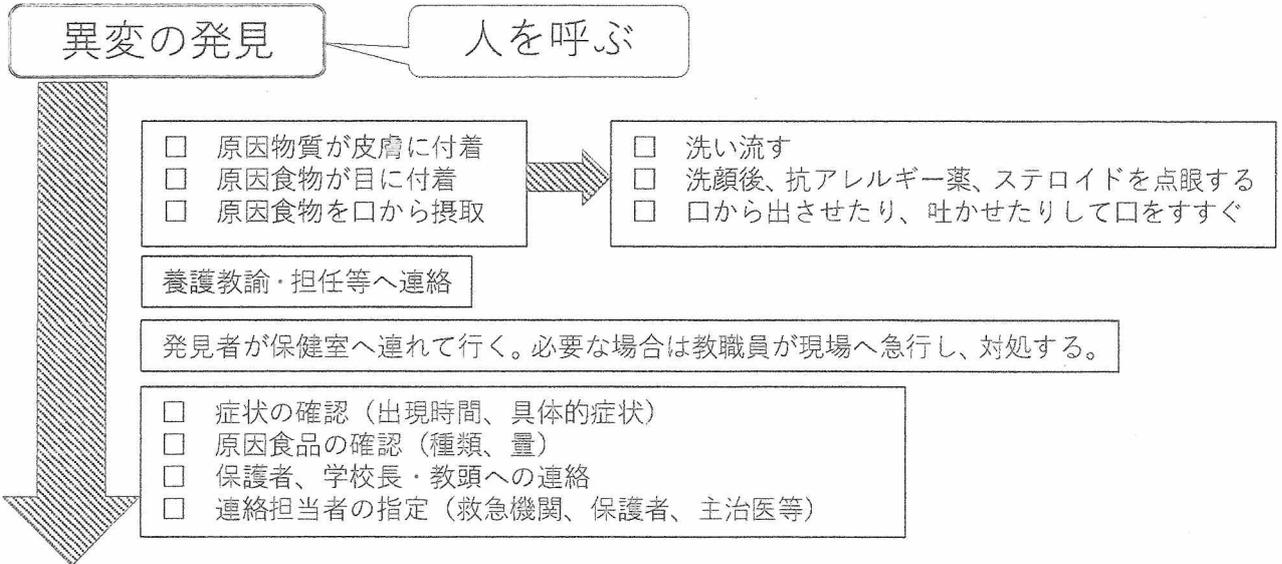
観察用紙(仮)

年 月 日

観察児 年 組 名前

経過	状態 (児童の症状や表情を 目で見、耳で聞く)	学校対応メモ(消防署の指示含む) (誰が何をしたか)
:		
:		
:		
:		

アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応の流れ



※ エピペンは、太ももの外側に垂直に接種（衣服の外側からでもよい）
（過去にアナフィラキシーの原因となった食物を誤って摂取したり、ハチに刺されたりして、明らかな異常症状を感じたときは、直ちに接種）
※ アドレナリンの効果は15～20分（医療機関への搬送を急ぐ）

【実際の対応について】 実践研修における「想定」

『あきらさん大丈夫』

『(あきらに かわいたような咳、顔に発疹が見られる)』

(お腹の具合、意識レベルも見る)

『(あきは ぐったりとして元気もなく、受け応えも辛そう)』

『ショックを起こす危険があります』

緊急対応！

消防署	職員
こちら119番です。火事ですか。 救急ですか。	救急です。
住所はどこですか。	飯塚市大日寺141番地の 小中一貫校飯塚鎮西校です。
どうしましたか。	〇年生の男子が給食を食べた後、急に咳 と腹痛を訴えています。意識も、ぐっ たりとしています。アレルギーがあり、ア ナフィラキシーの症状がある子どもで す。(児童名：スズキ あきら)
あなたの名前と連絡先を教えてください。	私は、〇〇 〇〇です。 電話番号は、0948-22-0298 です。
エピペンを持っていますか。	持っています。1分前に打ちました。
その場に安静し、立たせたり、歩かせたり しないようして下さい。	はい。
救急車の誘導をお願いします。	はい。

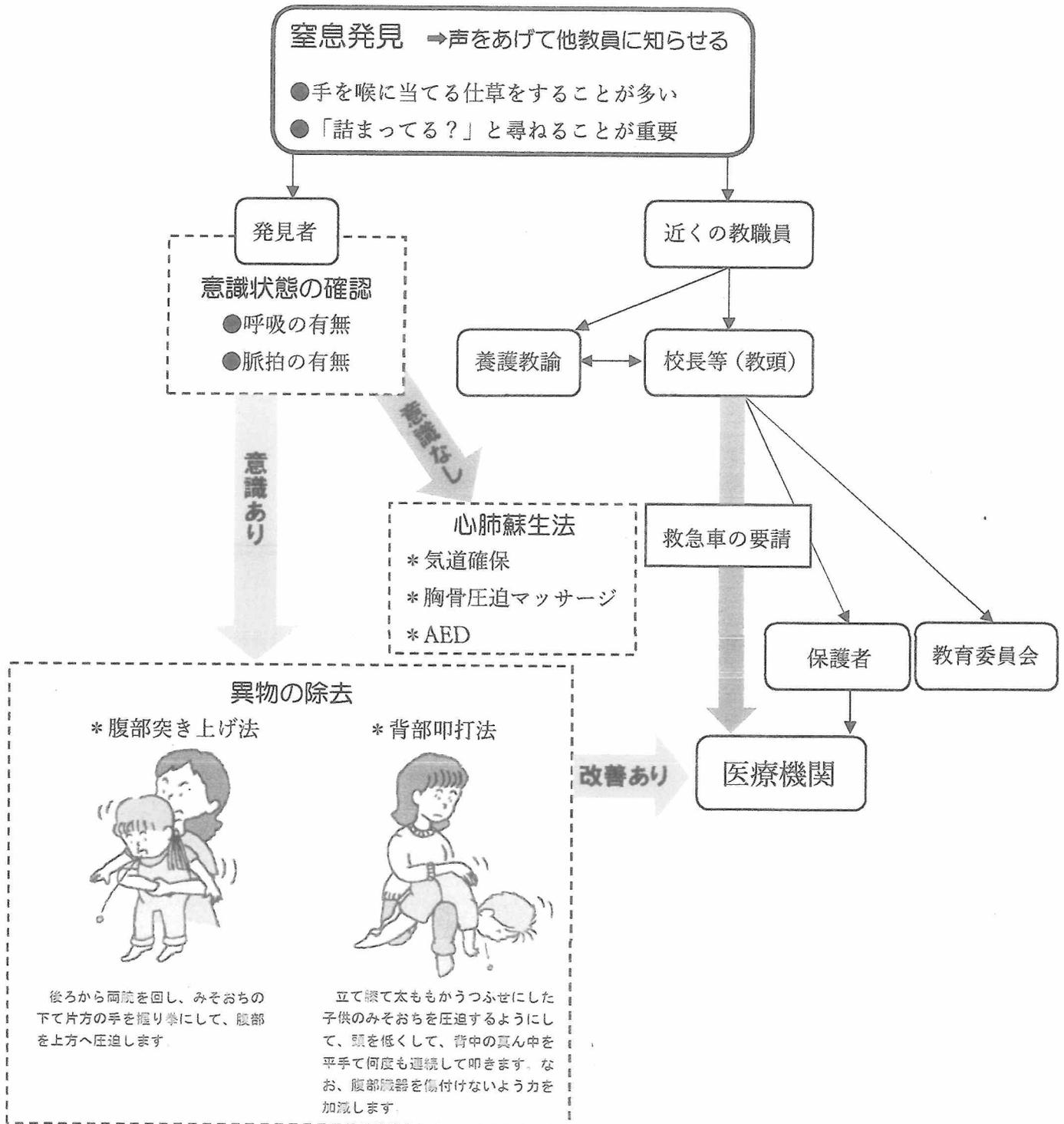
観察用紙 (仮)

年 月 日

観察児 年 組 名前

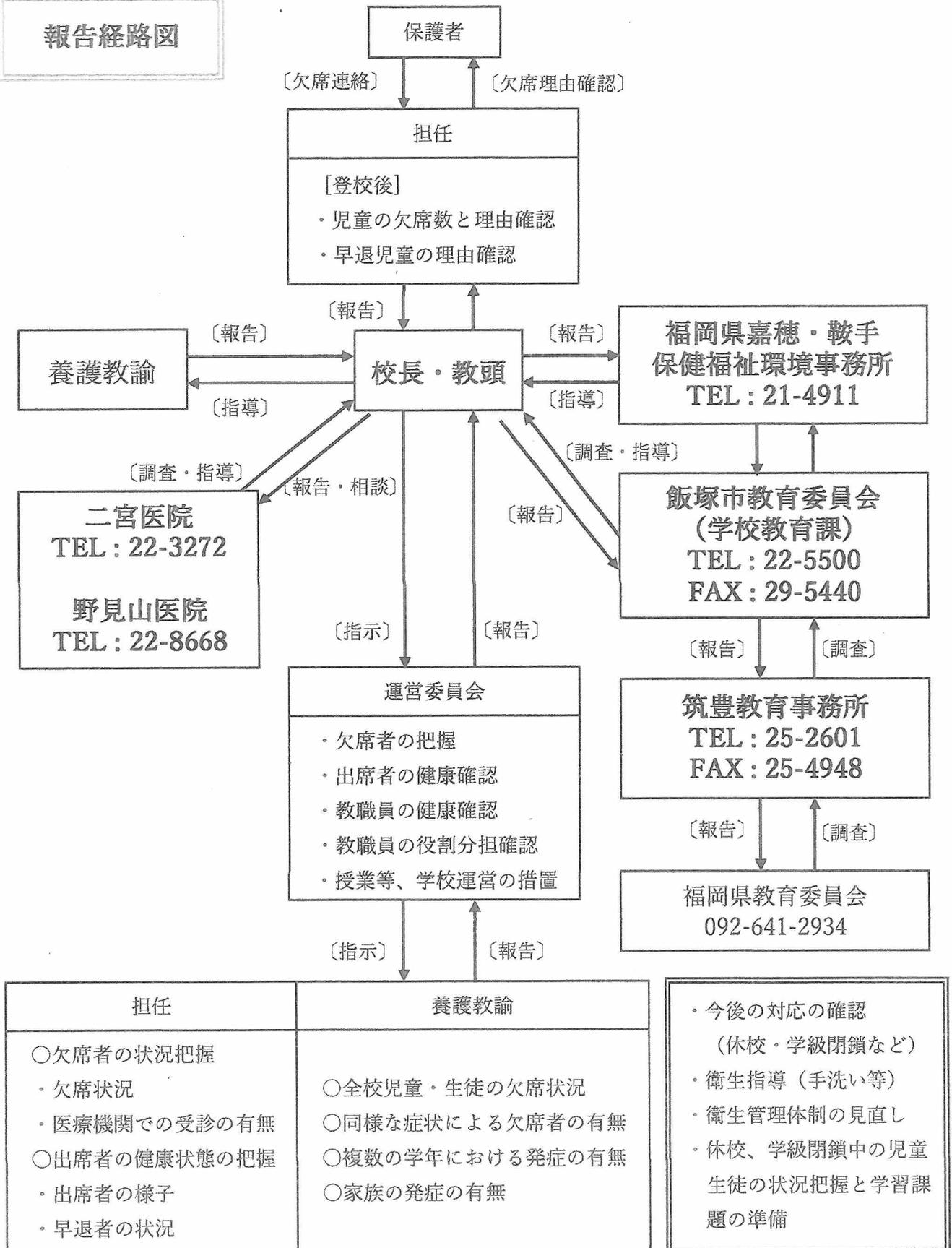
経 過	状 態 (児童の症状や表情を 目で見て、耳で聞く)	学校対応メモ (消防署の指示含 む) (誰が何をしたか)
:		
:		
:		

窒息発生時対応マニュアル

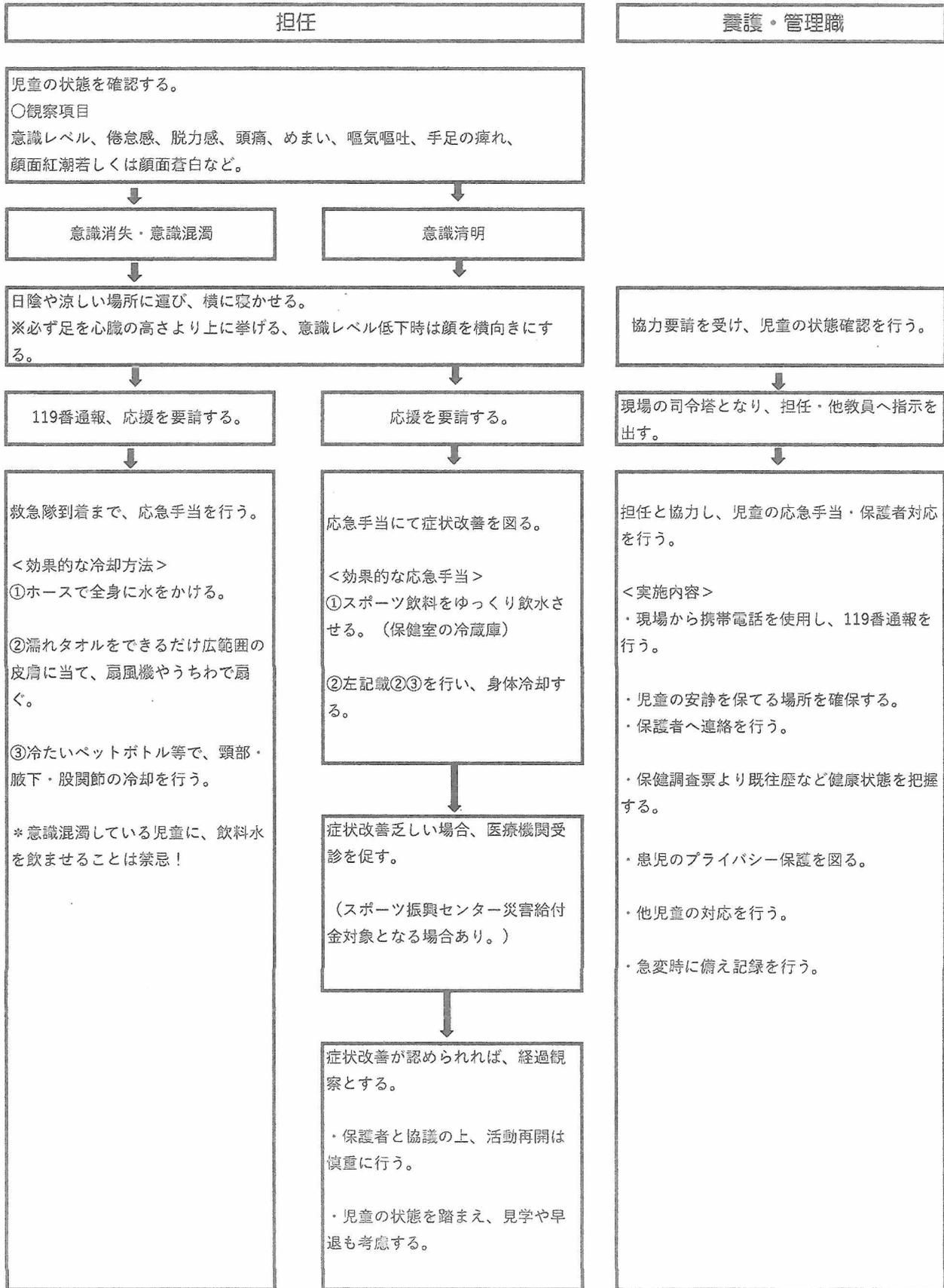


7 インフルエンザ等の感染症発生時の対応

報告経路図



8 熱中症対応フロー



9 いじめ発生時の対策

1 いじめとは

【文部科学省では】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【県としての解釈】

○「表面的・形式的に行うことなく」とは

いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。

○「心理的、物理的な攻撃」とは

- ・心理的な攻撃：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。

仲間はずれや集団による無視。

イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。

パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。

などの心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるもの

- ・物理的な攻撃：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等の身体的攻撃。

その他、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすること。等

○「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」とは

いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

【学校においては】

- 児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導すること。

○常に、児童生徒の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導すること。

2 いじめに対する基本姿勢

- ①「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと。
- ②「いじめはどの学校にもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと。
- ③「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと。



担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まない

(1) 学校として

- ◇ いじめは、いじめる側の問題であるという共通理解を図る
- ◇ 教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図る
- ◇ 家庭・地域・関係諸機関との連携を深める

※いじめの態様として最も高い比率・・・「冷やかし・からかい」

教職員は、児童の身近な存在であり、自らの言動が児童に大きな影響力をもつことを充分認識すること。

体罰は、いついかなる場合でも、適切な指導法とは決して言えない。体罰をすることにより教師自身が暴力を肯定していることになる。

(2) 教師として

- ◇ いじめの問題に対する基本的考え方を正しく認識する。(子どもの発するサイン)
- ◇ いじめは、「いじめる側が悪い」ことを児童に認識させ、必ず誰かに相談することを繰り返し指導する。
- ◇ 「今は落ち着いているから」といって安心せず、危機意識を持ち続ける。
- ◇ 解消したと思える事例でも再発の可能性がある。全教職員での継続した見守りを行う。
- ◇ 事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、指導経過や今後の指導方針を保護者に明確に説明する。
(緊密な連携及び誠実な対応)
- ◇ 関係諸機関との連携を密にする。

3 早期発見のための方法

【観察】授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、様相チェックを心がける。

(表情や言動の変化、対応の差異、学級の雰囲気・・・チェックポイントの活用)

【情報収集】 定期的な教育相談、相談ポスト、連絡ノート等による積極的な情報収集

【客観的理解】 各種検査やアンケートによる調査

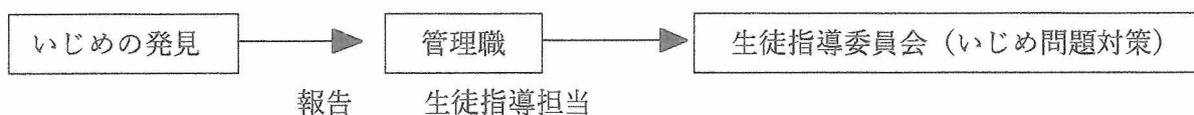
4 いじめの発見時の対応

いじめがあったという認識のもとに、迅速かつ適切な対応を行うこと

- ・心のケア（安全の確保・全面的な支援）
- ・事実関係をしっかりと把握すること。

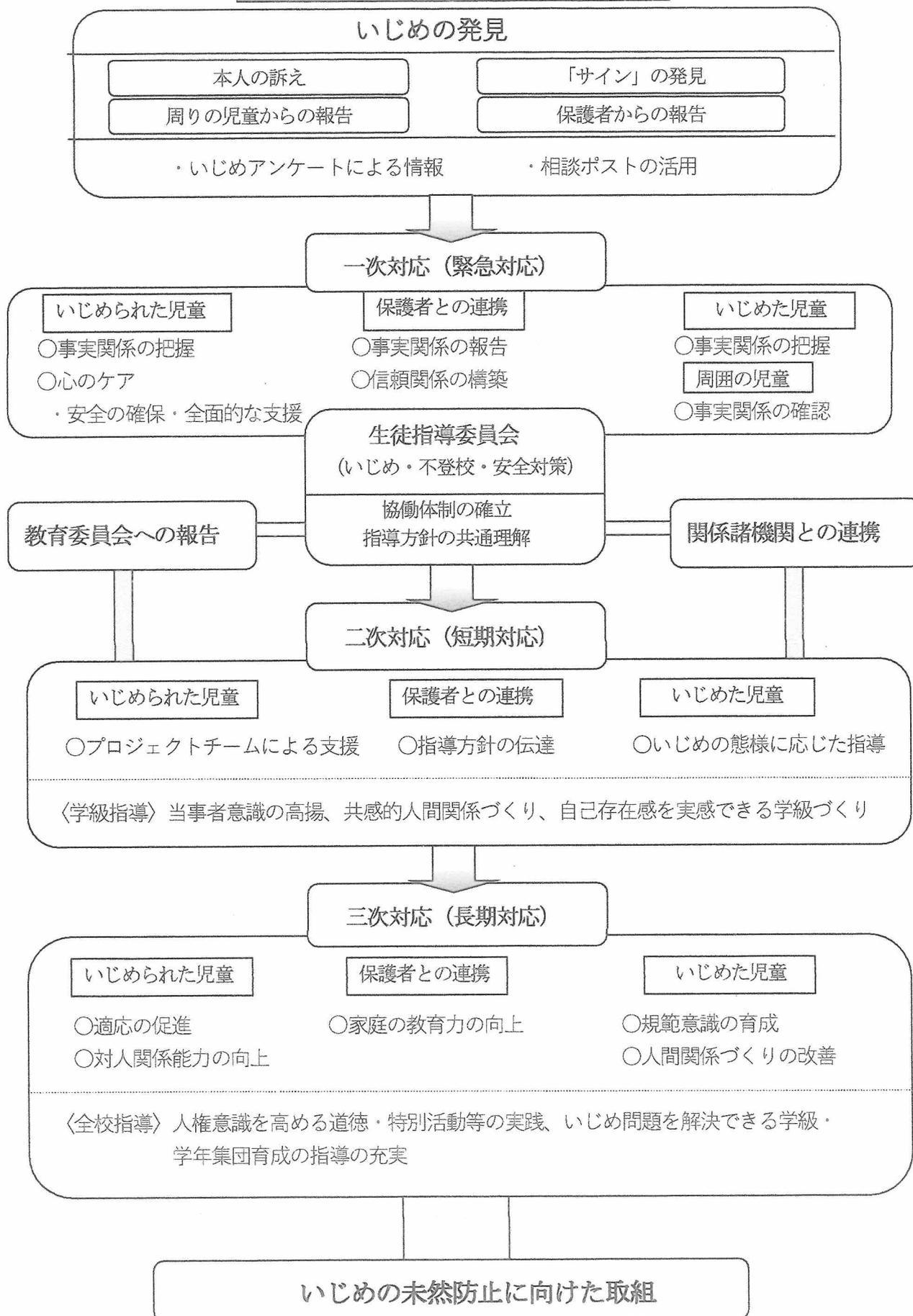
※短期間、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば真摯に対応する。

※いじめのサインは、いじめを受けている児童本人からも、いじめている児童の側からも出ている。



- ※ いじめられた児童への対応
- ※ いじめた児童への対応
- ※ 保護者との連携
- ※ 周囲の児童への対応

いじめ問題への対応の手順

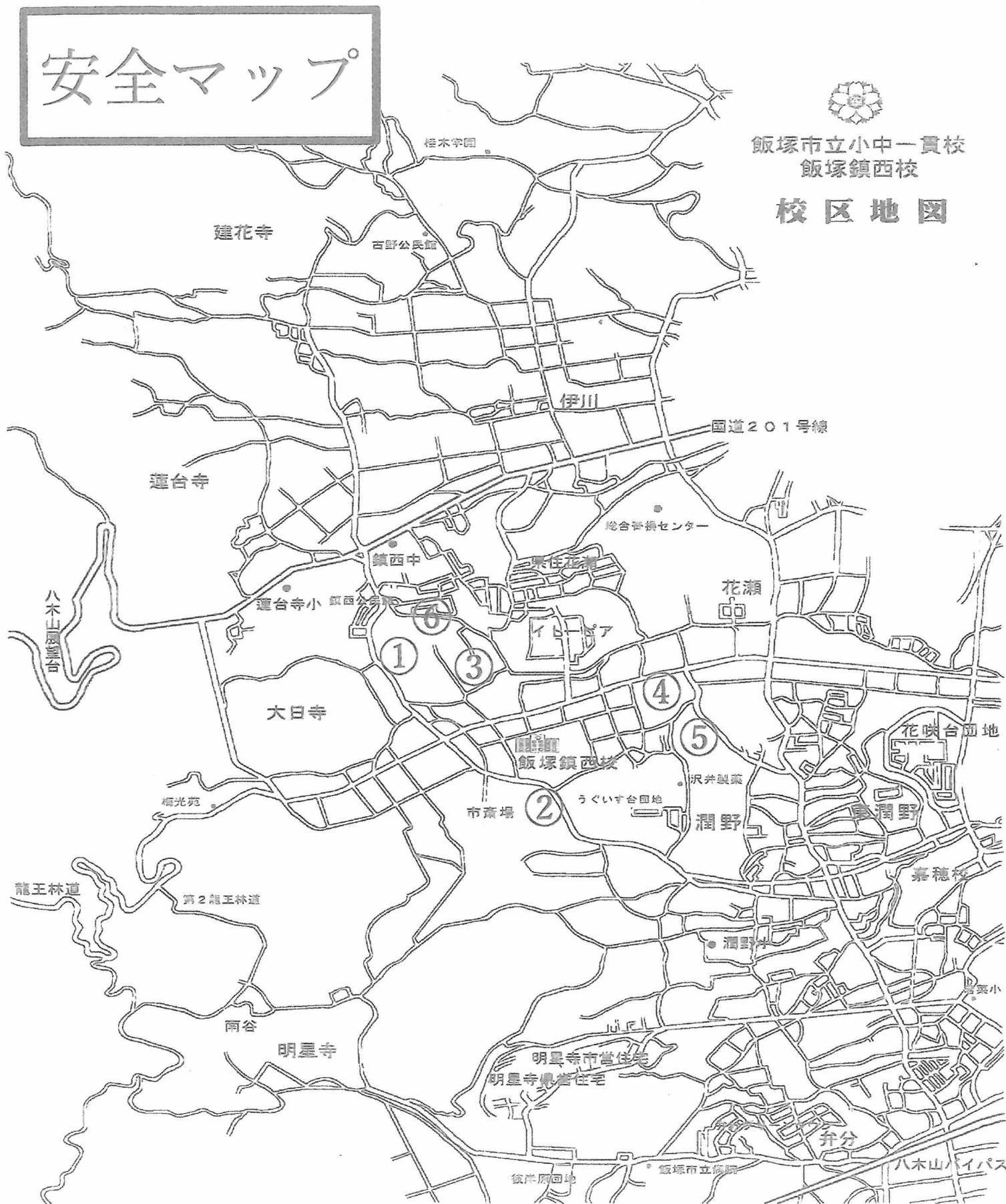


安全マップ



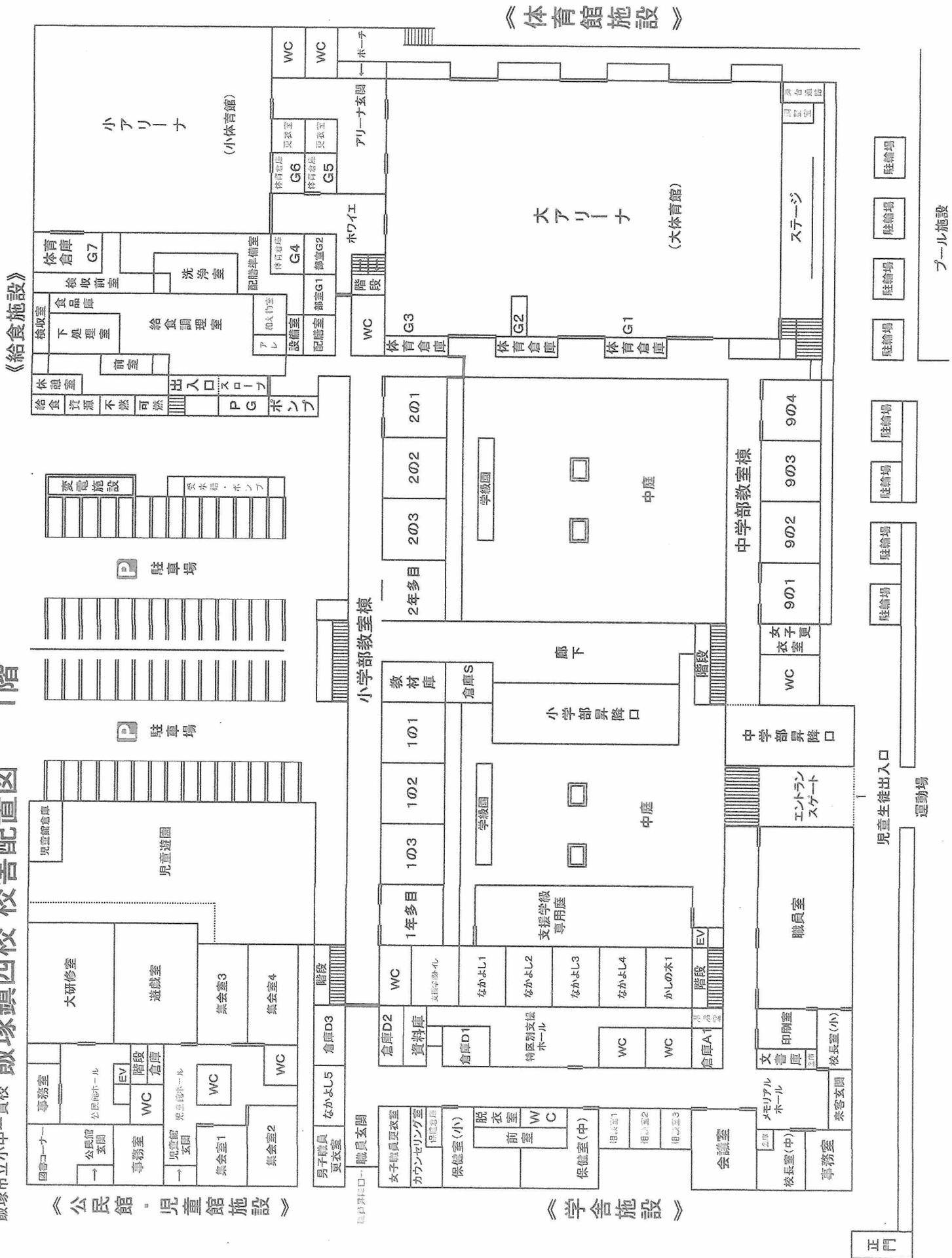
飯塚市立小中一貫校
飯塚鎮西校

校区地図

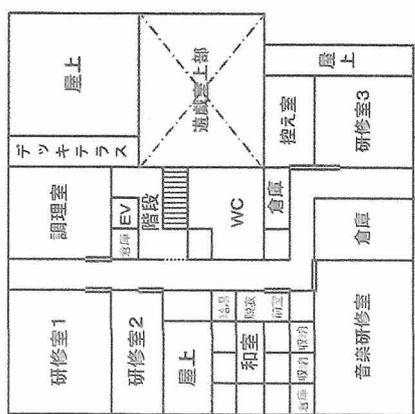


- ① 下りカーブに横断歩道があり、見通しが悪く高速の車との接触が心配される。
- ② 歩道と歩道の切れ間があり、出てくる車との接触が心配される。
- ③ 細い道路下に池が有り、人通りも少ないため、安全上心配される。
- ④ (通学路) 大日寺から花瀬に通じる県道は、歩道が狭く、車道が近いため危険である。
- ⑤ 大きな工場近辺は、大型車両が多く、勾配もあるために危険である。
- ⑥ ため池があり、周りに柵等がなく近づくと落下等が心配される。

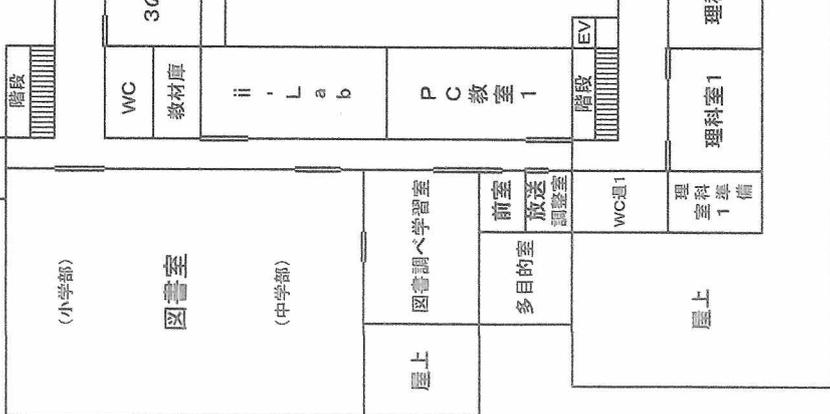
飯塚市立小中一貫校 飯塚鎮西校 校舎配置図 1階



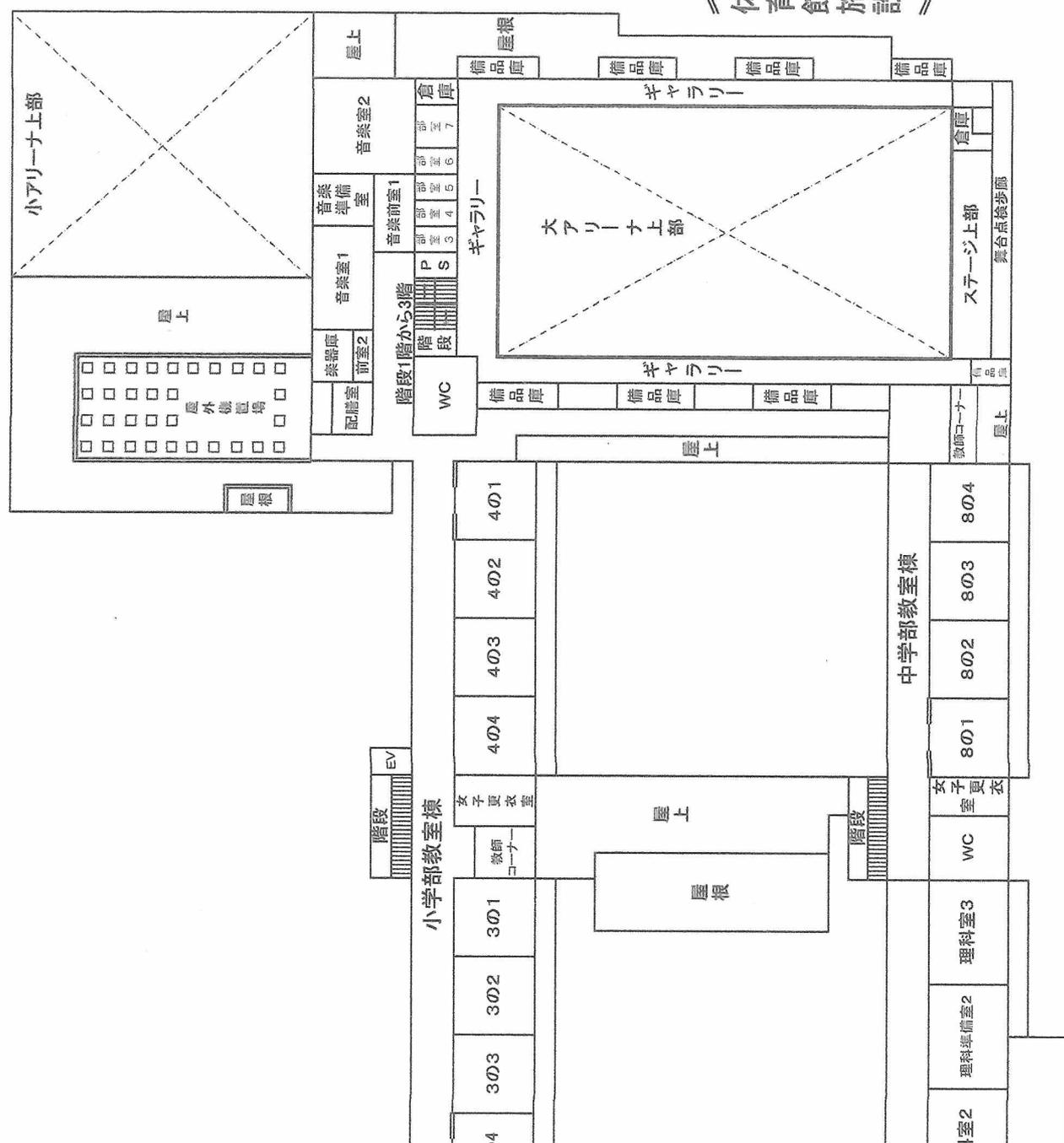
《給食施設》



《公民館・児童館施設》



《学舎施設》



《体育館施設》

